

中央図書館 特定天井・照明改修工事について

1 工事の概要

(1) 特定天井工事

館内正面入り口の 5 ～ 7 階までの吹き抜け部分の天井が、建築基準法施行令第 39 条第 3 項に規定されている天井の脱落によって大きな被害をもたらす「特定天井」に該当する為、国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法で改築するもの。

(軽量天井工法による地震力の低減及び天井落下時の被害低減を図る)

(2) 照明改修工事

交換用電球の段階的な生産終了、照明器具の老朽化対応、コスト削減の為全照明器具約 2,000 本の LED 化工事を行い、(1) の天井工事と同時施工することで部分開館日数の短縮を図るもの。

2 工事期間

(1) 中央図書館

令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日 (部分開館)

(令和 6 年 9 月 27 日～9 月 30 日・令和 7 年 2 月 1 日～2 月 11 日は準備期間の為完全休館)

(2) 映像・情報メディアセンター

令和 6 年 9 月 1 日～9 月 30 日 (完全休館)

3 部分開館中の運用 (毎月第 3 金曜日・年末年始の休館日は除く)

(1) 予約資料の貸出

(2) 資料の返却

(3) レファレンスサービス

(4) おはなし会・わらべうたの会・対面朗読

(5) 移動図書館

(6) 電話・メール対応

※地域図書館 (前川・新郷・戸塚・横曽根・鳩ヶ谷) 芝園分室、文庫 (芝北・南鳩ヶ谷) は通常通りの開館。